

議案第58号

朝来市消防団員の定員、任免、服務及び給与等に関する条例の一部を改正
する条例制定について

朝来市消防団員の定員、任免、服務及び給与等に関する条例の一部を改正する条例を
別紙のとおり定める。

令和4年11月30日提出

朝来市長 藤 岡 勇

提案理由要旨

消防団員の処遇を改善するための報酬額の改正及び出動報酬の創設等を行うため、所
要の条例整備をしようとするものです。

朝来市条例第 号

朝来市消防団員の定員、任免、服務及び給与等に関する条例の一部を改正する条例

朝来市消防団員の定員、任免、服務及び給与等に関する条例（平成17年朝来市条例第235号）の一部を次のように改正する。

第12条の見出しを「(年額報酬)」に改め、同条第1項中「別表」を「別表第1」に、「報酬」を「年額報酬」に改め、同条第2項、第3項、第5項及び第6項中「報酬」を「年額報酬」に改める。

第13条を次のように改める。

(出動報酬)

第13条 団員が職務に従事するときは、次の各号に掲げる職務の区分に応じ、当該各号に定める出動報酬を支給する。

(1) 警戒及び訓練等の職務 警戒、訓練等出動報酬

(2) 災害及び搜索の職務 災害、搜索出動報酬

2 前項の規定により支給する出動報酬の額は、別表第2に掲げるとおりとする。

3 出動報酬の支給方法については、前条第2項の規定を準用する。

第17条中「別に」を「規則で」に改める。

別表中「報酬額表」を「年額報酬額表」に、「報酬の額」を「年額報酬の額」に、

37,500円
29,500円
24,500円

45,500円
37,000円
36,500円

」を」に改め、同表を別表第1とし、同表の次に次の1表を加える。

別表第2（第13条関係）

出動報酬額表

報酬の区分	報酬の額	
警戒、訓練等出動報酬	1回	2,000円
災害、搜索出動報酬	4時間未満	4,000円
	4時間以上	8,000円

備考

- 警戒及び訓練等の職務に複数日従事する場合は、各日を1回とする。
- 災害及び搜索の職務への従事が2日にわたる場合で、7時間45分を超えるときは、それぞれの日毎の従事時間に応じて報酬の額を算定する。3日を超える場合も同様とする。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第58号資料

朝来市消防団員の定員、任免、服務及び給与等に関する条例新旧対照表

現 行	改 正 案
<u>(報酬)</u> 第12条 団員には、<u>別表</u>に掲げる<u>報酬</u>を支給する。 2 <u>報酬</u>は、9月及び3月のそれぞれ末日に支給することを例とし、支給する額は、その期日以前の期間に相当するその者に支給することとなる額とする。 3 前項の<u>報酬</u>で、団員が年度の中途において就職し、又は離職し、若しくは死亡した場合においては、月割りによりそれぞれ計算した額を支給する。 4 (略) 5 第1項の<u>報酬</u>は、団員がその年度において1日も服務しなかった場合においては同項の規定にかかわらず、これを支給しない。 6 団員が死亡した場合において、その者に支給すべき<u>報酬</u>等が未支払のときは、当該<u>報酬</u>等を受ける権利は、その者の相続人が承継する。 <u>(手当)</u> 第13条 団員が職務に従事するときは、次の各号に掲げる職務の区分に応じ、当該各号に定める手当を支給する。 (1) <u>訓練及び災害が発生するおそれがある場合の警戒活動 訓練・警戒出動手当</u> (2) <u>災害が発生した場合の防御及び捜索活動 災害・捜索出動手当</u> 2 前項の規定により支給する手当及び手当の額は、次に掲げるとおりとする。 (1) <u>訓練・警戒出動手当 1回につき1,500円</u> (2) <u>災害・捜索出動手当 1回につき1,500円。ただし、職務に従事した時間が8時間を超えた場合は、800円を加算し、以後4時間を超えるごとに800円を加算する。</u>	<u>(年額報酬)</u> 第12条 団員には、<u>別表第1</u>に掲げる<u>年額報酬</u>を支給する。 2 <u>年額報酬</u>は、9月及び3月のそれぞれ末日に支給することを例とし、支給する額は、その期日以前の期間に相当するその者に支給することとなる額とする。 3 前項の<u>年額報酬</u>で、団員が年度の中途において就職し、又は離職し、若しくは死亡した場合においては、月割りによりそれぞれ計算した額を支給する。 4 (略) 5 第1項の<u>年額報酬</u>は、団員がその年度において1日も服務しなかった場合においては同項の規定にかかわらず、これを支給しない。 6 団員が死亡した場合において、その者に支給すべき<u>年額報酬</u>等が未支払のときは、当該<u>年額報酬</u>等を受ける権利は、その者の相続人が承継する。 <u>(出動報酬)</u> 第13条 団員が職務に従事するときは、次の各号に掲げる職務の区分に応じ、当該各号に定める出動報酬を支給する。 (1) <u>警戒及び訓練等の職務 警戒、訓練等出動報酬</u> (2) <u>災害及び捜索の職務 災害、捜索出動報酬</u> 2 前項の規定により支給する出動報酬の額は、<u>別表第2</u>に掲げるとおりとする。

3 第1項第2号に掲げる職務に従事した場合において、当該職務が重大な災害によるものと市長が認めるときは、前項第2号の手当の額に3,000円を加算する。

4 手当の支給方法については、前条第2項の規定を準用する。

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

別表 (第12条関係)

報酬額表

区分	報酬の額	
団長	年額	161,000円
副団長	年額	144,500円
支団長	年額	128,000円
副支団長	年額	88,000円
分団長	年額	53,000円
副分団長	年額	37,500円
班長	年額	29,500円
団員	年額	24,500円

3 出勤報酬の支給方法については、前条第2項の規定を準用する。

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

別表第1 (第12条関係)

年額報酬額表

区分	年額報酬の額	
団長	年額	161,000円
副団長	年額	144,500円
支団長	年額	128,000円
副支団長	年額	88,000円
分団長	年額	53,000円
副分団長	年額	45,500円
班長	年額	37,000円
団員	年額	36,500円

別表第2 (第13条関係)

出勤報酬額表

報酬の区分	報酬の額	
警戒、訓練等出勤報酬	1回	2,000円
災害、捜索出勤報酬	4時間未満	4,000円
	4時間以上	8,000円

備考

1 警戒及び訓練等の職務に複数日従事する場合は、各日を1回とする。

2 災害及び捜索の職務への従事が2日にわたる場合で、7時間45分を超えるときは、それぞれの日毎の従事時間に応じて報酬の額を算定する。3日を超える場合も同様とする。